ロ　前条第三十八号ロに掲げる場合　払出科目として「何年度、農業共済再保険特別会計再保険金支払基金勘定、歳出外、繰替」又は「何年度、農業共済再保険特別会計家畜勘定、歳出外、積立金」、受入科目として「何年度、農業共済再保険特別会計家畜勘定、歳入外、繰替」、これを返還するときには、払出科目として「何年度、農業共済再保険特別会計家畜勘定、歳出外、繰替」、受入科目として「何年度、農業共済再保険特別会計再保険金支払基金勘定、歳入外、繰替」又は「何年度、農業共済再保険特別会計家畜勘定、歳入外、積立金」

ハ　前条第三十八号ハに掲げる場合　払出科目として「何年度、農業共済再保険特別会計再保険金支払基金勘定、歳出外、繰替」又は「何年度、農業共済再保険特別会計果樹勘定、歳出外、積立金」、受入科目として「何年度、農業共済再保険特別会計果樹勘定、歳入外、繰替」、これを返還するときには、払出科目として「何年度、農業共済再保険特別会計果樹勘定、歳出外、繰替」、受入科目として「何年度、農業共済再保険特別会計再保険金支払基金勘定、歳入外、繰替」又は「何年度、農業共済再保険特別会計園芸施設勘定、歳出外、積立金」、受入科目として「何年度、農業共済再保険特別会計園芸施設勘定、歳入外、繰替」、これを返還するときには、払出科目として「何年度、農業共済再保険特別会計園芸施設勘定、歳出外、繰替」、受入科目として「何年度、農業共済再保険特別会計再保険金支払基金勘定、歳入外、繰替」又は「何年度、農業共済再保険特別会計園芸施設勘定、歳入外、積立金」

ニ　前条第三十八号ニに掲げる場合　払出科目として「何年度、農業共済再保険特別会計再保険金支払基金勘定、歳出外、繰替」又は「何年度、農業共済再保険特別会計園芸施設勘定、歳出外、積立金」、受入科目として「何年度、農業共済再保険特別会計再保険金支払基金勘定、歳入外、繰替」、これを返還するときには、払出科目として「何年度、農業共済再保険特別会計園芸施設勘定、歳入外、繰替」、受入科目として「何年度、農業共済再保険特別会計再保険金支払基金勘定、歳入外、繰替」又は「何年度、農業共済再保険特別会計園芸施設勘定、歳入外、積立金」

附　則

この省令は、平成二十三年四月二十二日から施行する。

○農林水産省令第二十六号

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十六号）の施行に伴い、並びに家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五十八条第一項ただし書及び第二項ただし書並びに家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）第七条の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六十条を次のように改める。

（手当金及び特別手当金の不交付又は返還の対象者）

第六十条　法第五十八条第一項ただし書及び第二項ただし書の農林水産省令で定める者は、同条第一項各号に掲げる動物若しくは物品又は同条第二項各号に掲げる家畜若しくは物品（以下「動物等」という。）の所有者のうち次のいずれかに該当する者（以下「減額対象者」という。）とする。

一　当該動物等の所有者の次に掲げる状況等を総合的に勘案して、当該手当金又は当該特別手当金の交付の原因となつた疾病（以下「原因疾病」という。）の発生の予防又はまん延の防止のための措置を適切に講じなかつたと認められる者

イ　家畜の飼養に係る衛生管理の状況

ロ　都道府県に対する原因疾病に係る早期の通報の実施状況

ハ　都道府県知事、家畜防疫員又は市町村長が原因疾病のまん延を防止するため講じた措置に対する協力の状況

二　当該動物等の所有者以外に当該動物等を管理する者（鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機による運送業者で当該動物等の運送の委託を受けた者を除く。以下「管理者」という。）があり、かつ、当該管理者が前号に掲げる者に該当する場合における当該動物等の所有者

第六十三条を第六十四条とする。

第六十二条第一号イ中「者が」の下に「当該特定移動制限の期間において」を加え、「であつて、当該特定移動制限の期間中に出荷予定日を経過したもの」を削り、同条を第六十三条とする。

第六十一条中「第五十八条第四項」を「第五十八条第五項」に改め、同条を第六十二条とし、第六十条の次に次の一条を加える。

（手当金及び特別手当金の不交付又は返還の方法）

第六十一条　国は、動物等の所有者に対し、手当金又は特別手当金を交付する前にその者が減額対象者であることが判明した場合にあつては、交付すべき手当金又は特別手当金の全部又は一部を交付しないものとし、手当金又は特別手当金を交付した後にその者が減額対象者であることが判明した場合にあつては、交付した手当金又は特別手当金の全部又は一部を返還させるものとする。

2　前項の場合において、交付しないものとし、又は返還させるものとする手当金又は特別手当金の額は、交付すべき手当金又は特別手当金の額に減額割合を乗じて得た額とする。

3　前項の減額割合は、減額対象者（その者以外に管理者がある場合にあつては、当該管理者）の前条第一号イからハまでに掲げる状況等を総合的に勘案して農林水産大臣が決定するものとする。

4　農林水産大臣は、第二項の減額割合を決定するには、家畜の伝染性疾病の予防に関し学識経験のある者、畜産業に関し学識経験のある者及び法律に関し学識経験のある者それぞれ一名以上の意見を聴かなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第六十三条を第六十四条とする改正規定、第六十二条の改正規定及び同条を第六十三条とする改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の家畜伝染病予防法施行規則（以下「新規則」という。）第六十三条の規定は、前条ただし書に規定する日以後に都道府県知事が新規則第六十三条第一号イに規定する特定移動制限をした場合における同号イに規定する対象家きんについて適用する。

2　前項の規定にかかわらず、平成二十二年十一月一日から前条ただし書に規定する日までの間において都道府県知事がこの省令による改正前の家畜伝染病予防法施行規則第六十二条第一号イに規定する特定移動制限をした場合における当該特定移動制限に従った者が当該特定移動制限の期間において飼養する家きんのうち、当該特定移動制限により出荷が制限されたものは、新規則第六十三条第一号イに規定する対象家きんとみなして、同条の規定を適用する。

訓　令

○内閣府訓令第八号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

内閣総理大臣　菅　直人

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表「経済財政分析担当」の項中10を11とし、9を10とし、8の次に次のように加える。

9　内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令（平成二十三年政令第九十号）で定める事業又は事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関すること（沖縄振興局の所掌に属するものを除く。）。

附　則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。